

**厚木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定（案）
に対するパブリックコメントの実施結果について**

1 意見募集期間

令和4年12月1日（木曜日）から令和5年1月4日（水曜日）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 2人
- (2) 意見の件数 15件
- (3) 案に反映した意見の数 7件

3 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映したもの
1 計画の基本的事項			
1	<p>P.2 1(1) 11 行目～ IPCC 第6次報告書の内容で書くべきです。</p> <p>「人為的影響は疑う余地がない」</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、計画を次のとおり修正します。</p> <p>【該当ページ】 P 2 1(1)</p> <p>【記載内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修正前→また、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書（2013（平成25）年）では、気候システムに対する人為的影響は明らかであり、近年の人為起源の温室効果ガス排出量は史上最高となっていると報告されています。 ・修正後→また、2021（令和3）年8月に気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第1作業部会（自然科学的根拠を担当）の第6次評価報告書が公表され、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させて 	○

		<p>きたことには疑う余地がないと報告されています。</p> <p>【2 ページ第 1 章 1(1)】</p>	
2	<p>P.4 地球温暖化対策の国内動向</p> <p>2021 年 10 月 22 日に閣議決定された地球温暖化対策計画では、2021 年 4 月に、2030 年度において、温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。ここにある 50%に向けて挑戦を続けると表明していることが伝わらないと、日本は 46%削減ということだけになり、厚木市が目標とする 50%削減という案が非常に高みをめざしたものであるという印象を与えてしまうので、より丁寧で正確な表現に改めてください。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、計画を次のとおり修正します。</p> <p>【該当ページ】 P 4 (3)</p> <p>【記載内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修正前→温室効果ガス削減目標を 46%に大幅に引き上げました。 ・修正後→温室効果ガス削減目標を 46%に大幅に引き上げ、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けることを表明しました。 <p>【4 ページ第 1 章 1(3)】</p>	○
3	<p>P.7 将来像の絵中で、畑の上にソーラーシェアリングを書き込んでください。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、計画を次のとおり修正します。</p> <p>【該当ページ】 P 7 6 図中</p> <p>【記載内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修正前→記載なし ・修正後→畑及び田んぼにソーラーシェアリング（太陽光発電パネル）を追記 <p>【7 ページ第 1 章 6】</p>	○

4	<p>P.8 市民の項目の3つ目として「最終的には特段の意識をしなくても脱炭素になる生活の仕組みや選択肢ができていいる」を入れられないでしょうか。</p>	<p>御意見の意図を酌み取り文言整理の上、反映させます。</p> <p>【該当ページ】 P 8 推進主体の役割（行動指針）市民</p> <p>【記載内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修正前→記載なし ・修正後→最終的には、特段意識をしなくても脱炭素になるライフスタイルが定着している状態を目指す。 <p>【8 ページ第 1 章推進主体の役割（行動指針）】</p>	○
2 温室効果ガスの排出量の現状及び削減目標			
5	<p>P.20 温室効果ガス排出量の表のデータが改定前のものと異なっています。ベースになるデータなので、何が変わったのか示すようにしてください。計算方法や何らかの係数が変わったのでしょうか。それとも集計や計算の間違いでしょうか。今回の数字が妥当であるならいいのですが、今後の混乱にならないようにしてください。</p>	<p>現行の地球温暖化対策実行計画では、環境省が公表している自治体排出量カルテの数値を記載しています。</p> <p>今回、カーボンニュートラルロードマップの策定に当たり、市内のCO₂排出量について独自の推計を行ったところ、産業部門の推計値が大幅に少なくなったことで、これまでの計画とは数値が異なっています。</p> <p>今後は、市独自の推計を基に進捗管理を行います。</p> <p>【20 ページ第 3 章 1(1)】</p>	

6	<p>P.22 6 行目「これは本市に化石燃料の発電所がなく、」と【化石燃料の】を追記してください。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、計画を次のとおり修正します。</p> <p>【該当ページ】 P22 (2)</p> <p>【記載内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修正前→これは本市には発電所等がなく、 ・修正後→これは本市には化石燃料の発電所等がなく、 <p>【22 ページ第 3 章 1(2)】</p>	○
7	<p>2030 年度の CO₂ 削減目標は、国と神奈川県が 2013（平成 25）年度を基準に 46%削減することを目指すことに対し、厚木市は 50%削減としていますが、これに至る説明が不十分ですので補足説明をお願いします。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、計画を次のとおり修正します。</p> <p>【該当ページ】 P28 (2) 表 中期目標</p> <p>【記載内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修正前→「地球温暖化対策計画」（閣議決定）の削減目標値、「神奈川県地球温暖化対策計画」（R4.3）を踏まえ、長期目標からバックキャスティングで算定した中期削減目標にチャレンジします。 ・修正後→2050 年カーボンニュートラル実現の長期目標からバックキャスティングで算定した 2030 年度の削減目標を中期目標とします。 <p>【28 ページ第 4 章 2(2)】</p>	○

8	<p>最近はカーボンバジェット (Carbon Budget :炭素収支)を考慮すべきとの論議がされています。ウィキペディアによれば、「他の人為的気候変動要因の影響を考慮に入れた上で、地球温暖化をある一定の確率下で、特定の気温上昇レベル以内に抑えることができる、累積CO₂排出量の最大量」ということですが、これで見積もった2030年度のCO₂削減目標は、今回の目標よりもさらに厳しい推計が各種発表されています。今回のCO₂削減目標において、カーボンバジェットについて取り込んでいないようですが、この理由を示してください。</p>	<p>カーボンバジェットは、例えば気温上昇を1.5℃に抑えるために地球全体で排出できるCO₂の量の上限を示したものです。</p> <p>つまり、CO₂排出量の実績に応じて刻々と変化するものであって、地球全体のCO₂排出量の残余を意識できる指標としては参考になりますが、地域としては、この考え方を採用して目標設定することは難しいと考えています。</p>	
3 削減目標の達成に向けた施策			
9	<p>P.33 第3の柱、P.47から「農地の保全」をなぜ削除したのでしょうか。入れておくべきかと思います。</p>	<p>農業に関しては、第3の柱の二酸化炭素吸収源の整備としての施策を推進するよりも、営農により排出される温室効果ガスを抑制する方が重要と考え、第2の柱の省エネルギーの推進・循環型都市の実現に位置付けるよう見直しを行いました。【41ページ第5章3】</p> <p>なお、農地の保全については、厚木市都市農業振興計画や厚木市里地里山保全等促進計画等に基づき、引き続き実施していきます。</p>	

10	<p>P.34 施策の柱1 再エネ導入促進の中に、地域新電力を立ち上げエネルギーの地産地消、地域循環をはかることを位置づけるようにしてください。</p> <p>現時点では経営環境がひどいので、調査段階であろうと思いますが、環境が整ったときにすぐ動き出せるよう準備を進めておくべきです。</p>	<p>地域新電力については、エネルギーを取り巻く環境が整ったときに向け、調査、研究を進めます。</p>	
11	<p>P.41 施策の柱2の②脱炭素型農業、スマート農業の中にソーラーシェアリングを位置づけてください。</p>	<p>ソーラーシェアリングの推進については、施策の柱1の④土地（遊休地等）における再生可能エネルギーの導入に取組を位置付けているため、その中で推進していきます。</p> <p>【37 ページ第5章3】</p>	
12	<p>P.44 施策の柱2の⑤ごみの減量化・資源化前に、消費見直し＝不要な包装材も含む大量消費から適量消費へ、の項目立てができないでしょうか。</p>	<p>取組として3Rの推進を位置付けており、リデュース（発生抑制）を推進することとしているため、御意見の内容は含まれておりません。</p> <p>【44 ページ第5章3】</p>	

4 促進区域		
13	<p>P.52 促進区域の設定について再エネポテンシャルが太陽光の建物系 631MW の説明では、対象の建物系は「建物の屋上や屋根及び建物の敷地内の土地」と概要に書かれていますが、今後は建物の屋上や屋根のみならず外壁や窓などにもしてゆくと見込めるので対象の書き方を追加変更してください。</p>	<p>再生可能エネルギーの導入に関してはあらゆるものを推進すべきという前提の下、導入期間、導入費用、導入のリスク、市内のポテンシャル等を考慮した上で、現状において最も促進すべきものを促進区域として設定したものです。</p> <p>今後、コスト等を含め、外壁や窓への太陽光発電設備の設置環境が十分整った際に対象として追記することを検討するべきであると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【52 ページ第 6 章 2】</p>
14	<p>P.55 促進区域 建物系だけでなく農地（耕作放棄地の農地化活用も含む）を位置づけてください。P37 には記載がありますが、促進区域ではないので推進意思が少ないものと印象付けられます。環境省の脱炭素先行地域でも農地の活用事例が多く採択されており、ぜひ積極的に推進できる体制を行政主導していただきたいです。</p>	<p>再生可能エネルギーの導入に関してはあらゆるものを推進すべきという前提の下、導入期間、導入費用、導入のリスク、市内のポテンシャル等を考慮した上で、現状において最も促進すべきものを促進区域として設定したものです。</p> <p>今後、建物の屋上や屋根及び建物の敷地内の土地への太陽光発電の設置が十分進んだ後に、農地を含む土地を促進区域として設定することを検討するべきであると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【55 ページ第 6 章 3】</p>

5 表記について		
15	<p>CO2 と CO₂ の表記が一部で混在しているので統一してください。</p> <p>明確な基準は不明ですが、文章表現の中では CO2 とし、二酸化炭素を物質または正確に表示するときに CO₂ と表記することが多いと思います。</p> <p>地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）の本文中では、21 ページの「CO2」および 26 ページ図の「CO2 排出量、千 t-CO2/年」が気になりました。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、本計画における表記を CO₂ に統一します。</p> <p style="text-align: center;">○</p>

4 お問合せ先

- (1) 担当課名 環境政策課
- (2) 連絡先 046-225-2749

5 結果公開日

令和5年2月6日 公開